

多家良中央コミュニティだより第1号

多家良中央コミュニティ協議会

編集発行 広報委員会

発行日 2003年8月27日

多家良中央コミュニティセンター完成によせて

多家良中央コミュニティ協議会

会長 堀井 昭克

このたび建設を目指してたちあげた、5年前の協議会以来やっとコミセンが完成いたしました。歴代の役員の方々をはじめ、関係各位の、血のにじむようなご尽力に対しまして、心より厚くお礼を申し上げます。

「花と緑と文化の香り、愛が育むうるおいの郷」をテーマに、9月1日(月)より、いよいよ供用開始となります。

先般は、設備充実のため、みなさまから多額のご寄付や、お祝い金を賜り、誠に有難うございました。そして特に、ご集金にお力添えいただきました、両町の協議会、実行組の役員のみなさまに、重ねて厚くお礼をもうしあげます。

おかげさまで、予定以上のご支援を、いただくことができました。

決算報告につきましては、備品納入終了し、代金支払い後にご報告をさせていただきます。

このコミセンは、支所、公民館をはじめ、児童館も併設され、行政サービスに加え、会議室、調理室、和室、等 児童からお年寄りまで、男女を問わず、便利にご利用いただけます。

また、近年心配されています、地震等の災害時の避難場所としても、大いに真価を発揮できるよう、設計されています。

この施設は、みなさまの物ですから、「住民参加」をキーワードに大いに活用して頂き「地域活性」と「交流」の拠点として、盛り上げて頂きたいと存じます。

今後は、あらゆる分野に対応できるよう、そして明るく、みなさまに喜んで頂ける運営に努力して参ります。

みなさまの、ご参加とご支援を、お願い申しあげまして、お礼の言葉とさせていただきます。

多家良中央コミュニティセンター落成によせて

八多町協議会 会長 新居 博

多家良町協議会 会長 鴨川 昭

多家良、八多、両町待望の多家良中央コミュニティセンターが、この程完成し、9月1日から利用開始の運びとなりました。

先般その内容設備充実のための、募金をお願いいたしましたところ、町民皆様のご支援のお蔭で、目標額を達成し、設備内容の、一層の充実を図ることができました。

ご協力いただいた皆様をはじめ、直接募金活動にご尽力下さった、実行組長さんや、協議会役員の方々に、心より厚くお礼申し上げます。

ご承知のように、多家良中央コミセンは、支所、児童館のほか、舞台付の集会室、会議室、和室、調理室と内容も多彩です。

折角の新設備、目的に応じて存分にご利用いただき、従来の公民館に代わる両町皆様との交流融和の場として、ご活用下さるようお願い致します。

センターの利用心得

1. センター利用を希望する方は、あらかじめ申込書に必要事項を記入し料金を添えて事務局に申し出て承認を受けて下さい。ただし公益上または管理上適当でないと認められる場合は、利用許可を承認しないことがあります。電話による申し込み及び料金未納の場合は受付しません。
2. 予約の申し込み受付は2ヶ月前の同日からとする。
3. 利用者は次の事項を守ってください。
 - ① 利用の前に事務局に連絡すること。
 - ② 利用目的以外には利用しないこと。
 - ③ 建物、設備及び什器備品はたいせつに扱うこと。もし損傷した場合は弁償すること。
 - ④ 利用終了後、整理、整頓し火気、戸締りを確認すること。
 - ⑤ 鍵を管理人より受け、利用終了後返納すること。

センターの利用料金 (単位：円)

時間帯 室名	面積㎡	収容人員	9時～12時	13時～17時	18時～22時	9時～22時
会議室、1 集 会室舞台付	61.5+37	48	1,000	1,500	1,500	4,000
会議室、2	61.4	36	800	1,000	1,200	3,000
集会室、全室	203.8+37	132	3,000	4,000	4,000	10,000
会議室、3	39.9	24	800	1,000	1,200	3,000
調理室	54.09	25	1,000	2,000	2,000	5,000
和室	33.2(18畳)	24	500	600	700	1,500
ラウンジ	48.2	20	400	500	600	1,500
工作広場	屋外	自由	300	400	—	500

付 記

- ① 年間定期的に利用(1ヶ月に1回以上)する場合は、料金を3割引する。但し②と⑦の条件が重なる場合は適用しない。
- ② 地区内外を問わず営利を目的として利用する場合は料金の2倍とする。
- ③ 地区外の利用者は3割増しとする。
- ④ 飲酒を伴う場合は料金を2割増しとする。
- ⑤ 冷暖房利用は午前、午後、夜間とも各1,000円、全日は3,000円別途徴収する。(申し込み時に)
また、AV機器及び備品使用時は時間に関係なく、1回につき1,000円の割増とする。
- ⑥ 市役所の行政に関する利用や、コミュニティ協議会、連合協議会、社会福祉協議会、公民館、児童館、心身障害者の会合及び行事を主催して利用する場合は無料とする。
- ⑦ 区内の認められた団体または協議会の加入団体が利用する場合は料金を3割引する。
(老人会・婦人会・子ども会・PTA・衛生組合・消防団・遺族会・揚水組合等)
- ⑧ キャンセル料は利用の5日前までに申し入れがあった場合は5割、それ以後は返金しない。
- ⑨ 会長が認めるときは利用料金を減免することができる。
- ⑩ 利用料金は収支を考慮して毎年見直すことができることとする。

※ 市、公民館、コミセン等の事業で申し込みを変更して頂くことがあります

多家良中央コミュニティセンター利用規定

(目的)

第1条 この規定は多家良中央コミュニティ協議会（以下協議会という）会則第2条及び第15条に基づき多家良中央コミュニティセンター（以下センターという）の管理運営及び利用に関する事項を定める。

(管理事務)

第2条 センターの適正な管理と円滑で効率的運営にあたるため次の事務を行う。

- (1) センターの防災と防犯管理
- (2) 設備、備品、器具等の整備保全
- (3) 利用許可の決定、調整及び利用状況の把握
- (4) 利用料の収入管理、会計事務
- (5) 鍵の授受、保管管理
- (6) センター内外の清掃、環境整備等

(管理体制)

第3条 前条の事務を行うため管理人を配置する。

- (1) 管理人は運営委員会で承認をうけて協議会長が指名するものとする。
なお、夜間、休日等管理人の補完業務は一時的に臨時雇いにより、その業務を代行することができる。
- (2) センターの休館日
 - ①毎週 火、土、日曜日と祝日（ただし、有料貸し館利用は可）
 - ②年末年始12月28日～1月3日
 - ③夏季(お盆)8月12日～15日
- (3) センターの利用時間 午前9時～午後10時まで

(センターの利用)

第4条 センターの利用に関する「利用心得」及び「利用料金」は別紙に定める。

ただし、次に掲げる場合の利用料金は減免することができる。

- (1) 市役所の行政に関する利用。
- (2) 協議会加入団体が主催する会合及び事業に関する利用。
- (3) その他必要と認める会合及び行事に関する利用。

(運用と規定の改正)

第5条 この規定に定めるもののほか必要な事項は会長が措置する。
この規定の改正は協議会運営委員役員会の議を経て決定するものとする。

付則 この規定は2003年(平成15年)9月1日から施行する。

開館にともなう行事のご案内

- 2003年9月1日(月) 9:00～供用開始、テープカット式
テープカットに続いて開館いたします。たくさんお見え頂き各施設をご見学下さいませ。
- “ ” 14:00～児童館開館式
お子さま、保護者のみなさま、奮ってご参加ください。
楽しい催しものが、たくさん用意されています。
風船やシャボン玉おじさん、おみやげもあるよ。

- 2003年9月28日(日) 10:00～コミセン落成式
12:00～コミュニティ祭り

三味線餅つきに始まり多家良5町の民芸やバザー市もあり皆でワイワイ、ガヤガヤ楽しみましょう。

1例をご紹介しますと、

- (八多町)五瀧小唄
- (多家良町) 多家良小唄、タタラ音頭、詩吟と剣舞
- (飯谷町) 鳴滝音頭、銭太鼓
- (波野町) 波野音頭
- (丈六町)せせらぎ太鼓
- (特別参加) まんじ連 『阿波踊り』
- その他 カラオケ、踊り等

「料理教室」山田先生による、男性料理教室
(手作りお菓子)

「おこさまコーナー」

かぶらクラフト、くじびきおもちゃセット等

「作品展」宮井小学校児童による絵画展
西田先生による作品展

住民出品による郷土の写真展

この作品を募集します。奮ってご応募ください。

- 申し込み方法
1. 締め切り 9月18日(金)
 2. 作品は、多家良5町の行事、風景
ワイド4ツキリ(A3版)以上
一人5点まで。
 3. コミセンへご持参ください。

これを機会に「コミュニティだより」を年3～4回発行する予定です。
なお、配布につきましては、徳島新聞多家良専売所(鎌田)さまの特別なるご好意ご協力をいただきました。

第2号(次号)は、コミセンの利用状況や、コミュニティ各専門部会の活動方針及び「地域防災の組織づくり」について、お知らせする予定です。

裏面にコミセン利用方法につきまして、ご案内をのせております。
是非、ご覧下さい